

収 入
印 紙

業務委託 基本契約書 (案)

- 業務名 三木市公共施設包括管理業務
- 業務の内容 別添 仕様書のとおり
- 履行場所 三木市内一円
- 履行期間 自 令和 9年4月 1日
至 令和14年3月31日
- 委託料 (上限額) 金 円
(うち取引に係る消費税額等) 金 円
詳細は第6条のとおり
- 契約保証金 第5条による

上記の業務について委託者と受託者は、各々対等な立場における合意により公正な委託契約を締結し、次の条項により、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が共同企業体である場合には、受託者は、別紙により提出する事業役割に関する覚書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 三木市上の丸町10番30号
委 託 者 三木市
氏 名 三木市長 仲 田 一 彦

住 所
受 託 者
氏 名

三木市公共施設包括管理業務（以下「本業務」という。）に関して、委託者（以下「市」という。）と受託者（以下「事業者」という。）は、以下の通り基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本業務は、本市が保有する公共施設に係る施設設備の保守点検・維持管理、日常修繕及び巡回点検等の業務を包括的に委託することにより、民間事業者の有する専門知識やノウハウを活用して施設の安全・安心の向上、施設管理水準の統一、業務の品質向上及び効率化、長寿命化によるトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約及び年度契約に特別の定めがある場合を除き、本契約及び年度契約において使用する用語の意義は、仕様書において使用する用語の例による。

（基本事項）

第3条 市と事業者は、履行期間内の各年度における本業務の内容、委託料等を定めるため、毎年度、履行期間を4月1日から翌年の3月31日とする年度契約を前年度の3月31日までに締結する。

2 市及び事業者は、本契約、年度契約、仕様書、合意事項、業務計画書及び企画提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

3 事業者は、年度契約で定める履行期間内に年度契約で定める業務を完了し、市は年度契約で定める委託料を支払うものとする。

4 市は、本業務の実施に関して必要な指示を事業者又は統括責任者に対して行うことができる。この場合において、事業者又は統括責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

5 事業者は、本契約、年度契約、仕様書及び合意事項（以下「本契約等」と総称する。）に定めがある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 本業務の実施に関する市と事業者との責任分担は、本契約等に定めがある場合を除き、別紙「予想されるリスクと責任分担」のとおりとする。

7 事業者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び市の事務に関して一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約の終了後も同様とする。

8 本契約等の履行に関して市と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。

9 本契約等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10 本契約等の履行に関して市と事業者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

11 本契約等における期間及び期限の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

12 本契約等に関する紛争については、市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

13 事業者は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）及び事業者の情報公開に関する内規に基づき市が情報の公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（本業務の範囲及び実施条件の変更）

第4条 本業務の範囲（対象施設を含む。以下同じ。）及び実施条件は、本契約等及び業務計画書に定めるとおりとする。

- 2 市又は事業者は、客観的に必要と認めるときは、本業務の範囲又は実施条件の変更に関する協議を求めることができる。
- 3 市又は事業者は、前項に規定する協議の求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 4 本業務の範囲又は実施条件の変更及びこれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において定めるものとする。

（契約の保証）

第5条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（委託料の予定額）

第6条 本業務の委託料の総額は、頭書に定める委託料を上限とする。

- 2 各年度における委託料の額は、次表に掲げる予定額を参考として、市と事業者が協議して年度契約に定める。

年度	期間	対象業務	予定額（税込）
令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日	保守点検・維持管理業務	円
		修繕業務	円
		マネジメント業務	円
		上記合計	円
令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日	保守点検・維持管理業務	円
		修繕業務	円
		マネジメント業務	円
		上記合計	円

令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	保守点検・維持管理業務	円
		修繕業務	円
		マネジメント業務	円
		上記合計	円
令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年3月31日	保守点検・維持管理業務	円
		修繕業務	円
		マネジメント業務	円
		上記合計	円
令和13年度	令和13年4月1日 ～ 令和14年3月31日	保守点検・維持管理業務	円
		修繕業務	円
		マネジメント業務	円
		上記合計	円
総額			円

(委託料の支払い)

第7条 委託料の支払いは、仕様書の定めるところにより、業務実績に基づく部分払いとする。また、支払額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 保守点検・維持管理業務費

実際に保守点検・維持管理業務に要した額（事業者の手数料や管理経費を上乗せせず、年度契約に定める保守点検・維持管理業務費を上限とする。）

(2) 修繕業務費

実際に修繕業務に要した額（事業者の手数料や管理経費を上乗せせず、年度契約に定める修繕業務費を上限とする。）

(3) マネジメント業務費

年度契約に定めるマネジメント業務費を12で除した額（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、切り捨てた端数の合計額を3月分に加算するものとする。）

2 事業者は、各月の業務を完了したときは、仕様書に定めるところにより、当該月分の月次報告書を市に提出するものとする。ただし、3月については、当該月分の月次報告書と当該年度分の年次報告書を提出するものとする。

3 市は、前項の報告書を受理したときは、受理した日から10日以内に検査を行い、その結果を事業者に通知するものとする。

4 事業者は、検査に合格したときは、市に対して当該月分の委託料の請求書を提出するものとする。

5 事業者は、検査に不合格となったときは、市の指示に従い速やかに是正し、再検査を受けなければならない。

6 事業者は、業務の一部が検査に不合格となった場合、市がやむを得ないと認めるときは、合格した部分について、委託料の請求書を提出できるものとする。

7 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に当該月分の委託料を支払うものとする。

(委託料の変更)

第8条 市又は事業者は、年度契約の締結時に急激なインフレ・デフレ等により、当初合意された委託料の予定額が客観的に著しく不相当であると認めるときは、相手方に対し委託

料の変更に関する協議を求めることができる。

- 2 市又は事業者は、前項に規定する協議の求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 3 委託料の変更の要否及び変更後の金額については、前項の協議において市と事業者の合意により決定するものとする。この場合において、市と事業者の合意により、対象施設又は業務を変更して金額の調整を行うことができるものとする。

(職員の配置等)

第9条 事業者は、本業務を実施するため、必要な資格を有する職員を確保し、市が貸与する事務所に配置するとともに、必要な研修等を行わなければならない。

(事務所、備品等)

- 第10条 事業者は、市から貸与された事務所、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 2 事業者は、自己の責任と負担において、市から貸与された事務所に新たな備品（設置工事が必要なものに限る。）を設置できるものとする。この場合は、契約終了後の当該備品の取り扱いについて、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。
 - 3 事業者は、故意又は過失により市から貸与された事務所、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを補てんし、修理し、又はその損害を弁償しなければならない。

(安全管理)

第11条 事業者は、仕様書に基づき対象施設の点検を行うとともに、事故の未然防止及び事故発生時の被害軽減に努めなければならない。

(緊急事態への対応)

- 第12条 事業者は、本業務の実施に伴い、事故や災害等の緊急事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、後日報告書を提出しなければならない。
- 2 市及び事業者は、事故が発生したときは、協力してその原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(大規模災害発生時の対応)

- 第13条 市は、大地震等の大規模災害発生時には、事業者に対し本業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は、対象施設において本契約等に定めのない業務を行わせることができる。
- 2 前項に規定する本契約等に定めのない業務については、市と事業者が協議して定める。
 - 3 事業者が、前項に規定する市の指示する業務を実施した場合は、これを本業務の実施とみなし、本業務に従事する時間以外の時間を実施した部分に関する費用負担については、市と事業者が協議して定める。
 - 4 前各項に掲げるもののほか、大規模災害発生時の対応は、第14条から第16条までの不可抗力に関する規定を適用する。ただし、第14条から第16条までに定めがないことについては、第35条に基づき、市と事業者が協議して定める。

(不可抗力発生時の対応)

第14条 不可抗力により、本業務の実施が困難となる事態が発生したときは、事業者は、

その事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第15条 不可抗力の発生に起因して事業者に損害、損失及び増加費用が生じた場合、事業者は、その内容や程度の詳細について市に報告するものとする。

2 市は、前項の報告を受けたときは、損害状況等の確認を行った上で、事業者と協議を行い、客観的に合理的と認める範囲で当該費用を負担するものとする。なお、事業者が付保した保険によりてん補された金額に相当する額については、市の負担に含まないものとする。

(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第16条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなると認められるときは、事業者は、不可抗力により影響を受ける限度において、本契約等に定める義務を免れるものとする。

2 事業者が前項により、本契約等に定める義務を免れたときは、市は、事業者との協議の上、事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額を、委託料から減額することができるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第17条 事業者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、市は、損害金の支払を事業者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料から業務の実施部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額とする。

3 市の責めに帰すべき事由により、第7条第7項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

(損害賠償等)

第18条 事業者は、故意又は過失により対象施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができるものとする。

2 事業者の故意又は過失により対象施設を損傷し、又は滅失したことにより、本業務の全部又は一部が実施できなかったときは、市は、事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額（業務単価その他の客観的な数値根拠による。）を委託料から減額することができるものとする。

(第三者への賠償)

第19条 本業務の実施において、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市事業者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限り

ではない。

- 2 市は、事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用（賠償金額又は費用として適正な額に限る。）を求償することができる。

（契約不適合責任）

第20条 市は、事業者が行った業務の内容が、本契約等に定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補、代替業務の実施その他の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、事業者がその期間内に追完を行わないときは、市は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- （1）履行の追完が不能であるとき。
- （2）事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3）特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 第1項の規定は、市の損害賠償の請求及び本契約の解除権の行使を妨げない。

（契約不適合責任期間等）

第21条 市は、第7条第3項に定める検査（合格したものに限り。以下本条において同じ。）の日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、市の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、かつ、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じるものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 市は、業務完了の検査の際に契約不適合があることを知っていたときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 契約不適合が市の指示により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(市による本契約の解除)

第22条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約の全部もしくは一部を直ちに解除することができる。

- (1) 市が仕様書に基づくモニタリングの結果、事業者が改善措置を講じない場合又は今後とも改善が見込まれず、市が客観的にみて本業務の実施が困難と判断したとき。
- (2) 事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員において、本契約又は年度契約に違反する行為があり、市が事業者に対して是正を求めたにもかかわらず市が定める期間内に当該違反状態が是正されないとき。
- (3) 市との信頼関係が失われた場合その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。
- (4) 業務計画書に定める日までに本業務を開始しないとき(事業者の責めに帰さない事由による場合を除く。)
- (5) 本業務に係る公募型プロポーザルの実施要領等で示した参加資格要件に該当しないことが判明したとき。
- (6) 本業務に関して、市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 事業者(事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業者が本契約等に違反し、市の催告にもかかわらず市が定める期間内に当該違反状態が是正されないとき。

2 本条に基づく解除により本契約が終了した場合は、事業者は、違約金として、本業務のうち未実施の業務に係る委託料(業務単価その他の客観的な数値根拠による。)の10%相当額を市に支払うものとする。

3 前項の規定は、市の損害賠償の請求権の行使を妨げない。

4 第1項の規定により本契約を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害、損失及び増加費用が生じたときであっても、市はその損害の責めを負わない。

(事業者による本契約の解除)

第23条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 市が本契約等の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により事業者が損害又は損失を被ったとき。
- (3) 市が、本契約に係る委託料の支払に関する予算を否決し、又は減額し若しくは削減したとき。
- (4) その他、本業務を継続することが適当でないと客観的に認められるとき。

2 市は、前項の求めがあったときは、事業者と協議してその処理を定めるものとする。

(不可抗力による本契約の解除)

第24条 市又は事業者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して本契約解除の協議を求めることができる。

2 協議の結果、客観的にやむを得ないと判断された場合、市又は事業者は本契約の解除を行うものとする。

3 前項における解除によって市又は事業者が発生する損害・損失及び増加費用の負担については、市と事業者が協議して定める。

(本契約の終了に伴う年度契約の取扱い)

第25条 本契約が解除、その他事由の如何を問わず終了した場合、年度契約は、当然に終了する。

(原状回復義務)

第26条 事業者は、本業務の実施以外の目的で対象施設の現状を変更した場合は、本契約の終了時に、本契約の履行期間の開始日の施設の状態を基準として対象施設を原状に回復し、市に引き渡さなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、対象施設を原状回復せずに、別途市が定める状態で引き渡すことができるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第27条 市及び事業者は、本契約又は年度契約に基づく権利又は義務その他本業務によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、移転、担保提供その他一切の処分をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(再委託等)

第28条 事業者は、本業務の全部を再委託してはならない。

2 事業者は、本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

3 保守点検・維持管理業務及び修繕業務の再々委託並びにマネジメント業務の再委託は原則としてこれを認めない。やむを得ず保守点検・維持管理業務及び修繕業務の再々委託を認める場合は、再委託の規定を準用する。

4 事業者は、第2項の承諾を求める場合は、再委託する業務、再委託先の選定方法その他

必要な事項を市に報告するものとする。また、再委託先の選定結果についても同様とする。

- 5 事業者は、市が指示する基準に基づき、対象施設及び業務の特性を踏まえた上で、競争性、公平性及び公正性を考慮した再委託先の選定を行わなければならない。
- 6 事業者は、再委託に係る見積書を徴取するときは、第7条第1項に定めるとおり事業者の手数料や管理経費が計上されないよう、必要な指示を行うものとする。
- 7 市は、再委託に係る情報について、再委託先選定の競争性、公平性及び公正性を確保するため、公表することができるものとする。

(書面等によることの原則)

第29条 本契約に関する市及び事業者の請求、通知、報告、承諾その他意思表示については、本契約に特別の定めがある場合を除き、原則として書面又は電子メール等の電磁的方法により行わなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第30条 業務の履行により成果物が作成された場合は、成果物にかかる事業者(再委託の場合における再委託先を含む。以下この条において同じ)の著作権、所有権その他の権利は、市に帰属、もしくは事業者は市に無償で譲渡する。
- 2 事業者は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
 - 3 事業者は、市の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間の終了の後又は本契約が解除された後においても同様とする。

(特許権等の使用)

第31条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第32条 事業者は(事業者が第4号の承諾を得て第三者に個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合、その委託先を含む。(委託先が事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。)、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務に係る個人情報を適切に取り扱うため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失、又は毀損(以下「漏えい等」という。)を防止するために必要かつ適切な措置を講じること。
- (2) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に利用しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) この契約による事務に従事している者(以下本条において「従業者」という。)に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止する等必要かつ適切な監督を行うこと。なお、従業者が退職する場合は、当該従業者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書を提出させた上で、在任又は在職中に知り

得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務付けるものとする。

- (4) あらかじめ市の承諾があった場合を除き、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託しないこと。
- (5) あらかじめ市の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報が記録された資料等の複写又は複製をしないこと。
- (6) 個人情報の漏えい等の発生を認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに市に報告するとともに、漏えい等の拡大又は再発を防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 業務が終了したとき又はこの契約が解除されたとき若しくは市の指示があるときは、市から取扱いを委託された個人情報（その複製物を含む。）の全部又は一部を市に返還し、又は消去すること。
- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により個人情報の漏えい等が発生し、市に損害を生じさせた場合、市に対して、その損害を賠償すること。
- (9) 第1号から第5号までの事項に関し、市に定期的に報告を行うこと。
- (10) 市が、事業者に対する書面による事前の通知により、事業者の個人情報の管理体制や管理状況等を確認するために、必要な限度において、報告、資料の提出又は監査の受入れを請求した場合、これに応じること（再委託先の監査等に関する事項を含む。）。ただし、事業の運営に重大な支障が生ずる場合、その他の正当な理由がある場合はこの限りでない。

（業務従事者災害等）

第33条 事業者は、委託業務の履行に関し生じた事業者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、市は何ら責任を負わない。

（本契約の適用関係及び契約外の事項）

第34条 本契約、年度契約、仕様書、合意事項、実施計画書及び企画提案書の間には矛盾、齟齬がある場合、関係法令等に反しない限り、事業者が市に提示したうち、最も高い水準となる事項を適用することとする。ただし、優先順位について協議等により別に定めた書面がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定による判断が難しい場合には、本契約、年度契約、仕様書、合意事項、実施計画書及び企画提案書の順に優先して適用される。

3 本契約、年度契約、仕様書、合意事項、実施計画書及び企画提案書の解釈について疑義が生じたとき、又はこれらに特別の定めのない事項については、市と事業者が協議の上、これを定めるものとする。

（補足）

第35条 本契約に定めのない事項については、関係法令及び三木市契約規則の規定によるほか、必要に応じて市と事業者が協議の上定める。